

平成27年5月20日

保護者様

神戸市立長坂中学校
校長 田原 唯志

インフルエンザ等感染症の「登校許可書」について

陽春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度より、インフルエンザ等の感染症にかかった生徒が治療を終えて登校する際に、「登校許可書」を提出していただくことになりました（全市小中学校等）。生徒の健康管理のために、神戸市医師会の協力により、統一した「登校許可書」を無料でご記入していただけるようになりました。

保護者のみなさまにはお手数をおかけいたしますが、下記の説明をお読みいただき、「登校許可書」の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 統一した「登校許可書」で扱う感染症

インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱

※麻しん＝はしか 流行性耳下腺炎＝おたふくかぜ 水痘＝みずぼうそう 咽頭結膜熱＝プール熱

2. 感染から登校まで

- ①(感染) 初診：医師の診察を受ける。
- ②(治療) 自宅療養 ※出席停止(欠席日数には入りません)
- ③(通院) 再診：登校可能かどうかの診察を受ける。「登校許可書」を書いてもらう。
- ④(登校) 「登校許可書」をもらって登校。

3. 「登校許可書」

- ①「登校許可書」の用紙(裏面参照)は、中学校からお渡しします。
※神戸市教育委員会健康教育課のホームページからも印刷ができます。

4. 留意事項

- ①統一した「登校許可書」の文書料は、神戸市医師会に加盟している医療機関では原則無料です。神戸市医師会に加盟していない医療機関では、有料の場合があります。
- ②「登校許可書」が有料だったり、記入が不可能な場合は、保護者が医師の指示内容を書面等(生徒手帳に記入も可)で、学校に伝えてください。
- ③登校可能かどうかの診察を受ける際には、診察料がかかります。